

機種変更応援プログラムプラスご利用規約（2017年9月22日現在）

株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます）は、機種変更応援プログラムプラスご利用規約（以下「本規約」といいます）に基づき「機種変更応援プログラムプラス」（以下「本サービス」といいます）を提供致します。お客様は、本サービスのご利用を希望される場合、本規約に同意いただく必要があり、本規約に同意いただけない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

（定義）

第1条

本規約において使用する用語の定義は以下の各号に定めるとおりとします。なお、本規約に特段の定めが無い用語の定義は、ドコモが提供するXiサービス契約約款（以下「約款」といいます）に従うものとします。

(1) 携帯電話機

ドコモが発売元として販売した通信機器のうち、ドコモが提供する電気通信サービスを利用するための通信機器

(2) 対象機種

ドコモが別に指定する本サービスの提供を受けることができる携帯電話機

(3) 旧対象機種

本特典（第2条に定めます）の適用を受けて機種変更する直前に利用者が利用していた対象機種（ただし、利用者の本件携帯電話回線契約において、ドコモの顧客管理システムに登録されている対象機種に限ります）

(4) 本件携帯電話回線

本サービスの利用申込に際してお客様が利用されるお客様名義の携帯電話回線

(5) 本件携帯電話回線契約

本件携帯電話回線にかかるXiサービス契約

(6) サービス利用契約

本規約に基づきドコモとお客様との間で締結する本サービスの利用に関する契約

(7) 利用者

ドコモとサービス利用契約を締結されているお客様

(8) 利用期間

対象機種の利用開始月から起算して新たな携帯電話機に機種変更する前月までの同一の対象機種の利用期間

(9) ポイントプログラム

ドコモが別途提供するポイントプログラム

(10) ポイント

ポイントプログラムに基づき提供されるポイント

（サービス概要）

第2条

ドコモは、利用者に対して、新たな携帯電話機に機種変更する際に、旧対象機種を回収すること等を条件に、新たな携帯電話機の購入代金の割引またはポイントの進呈（以下「本特典」といいます）を行います。

2. ドコモは、ドコモが適当と判断する方法により利用者へ通知または周知することにより、本サービスまたは本規約の内容の一

部もしくは全部を変更できるものとし、この場合、変更日以降は変更後の本規約またはサービス内容が適用されるものとし
ます。

(申込条件)

第3条

お客様は、本サービスの利用申込にあたり、申込み時点において以下に定める申込条件を満たしていただく必要があります。

- (1) ドコモとの間で約款に基づき本件携帯電話回線契約を締結されていること
- (2) 本サービスの利用申込と同時に、お客様がドコモまたはドコモの販売代理店において対象機種を購入すること
- (3) 本件携帯電話回線契約について、利用停止、利用休止または電話番号保管をされていないこと
- (4) ポイントプログラムに入会されていること

2. 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客様が以下のいずれかに該当するときは、ドコモはお客様からの本サービスへの利用申込をお断りさせていただくことがあります。

- (1) お客様が、本件携帯電話回線契約の利用料金若しくは携帯電話機の機種購入代金その他支払債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
- (2) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがある場合
- (3) お客様が過去に不正利用等により本件携帯電話回線契約の解除又はサービス利用契約の終了等の措置を受けたことがある場合
- (4) お客様が本規約に定める利用者としての義務を遵守しないおそれがあるとき
- (5) その他ドコモが不適切と判断した場合

(申込方法)

第4条

本サービスの利用申込は、本規約にご承諾いただいたうえで、ドコモが別に定める方法に従いドコモに対し行っていただく必要があります。

2. ドコモは、前項に従いお客様より本サービスの利用申込を受けた場合は、ドコモが定める基準に従い申込内容を審査し、適正な申込みであり前条に定める申込条件を満たすと判断した場合は、本サービスの利用申込を承諾するものとします。なお、ドコモによる承諾をもって、お客様とドコモとの間にサービス利用契約が成立するものとします。

(利用料金)

第5条

利用者は、無料で本サービスを利用することができます。

(ドコモからのご案内)

第6条

ドコモは、お客様から本サービスの利用申込を受けた場合または利用者への本サービスの提供にあたり、本件携帯電話回線契約の携帯電話番号またはメールアドレスに対し、電子メール（メッセージRを含みます）またはショートメッセージをお送りする場合があります。

2. 前項に基づきドコモがお客様にお送りする電子メールの受信にかかる通信料、その他本サービスの利用申込または本サービスの利用に際し発生する通信料は、お客様のご負担となります。

(本特典の申込)

第7条

利用者は、以下の条件を全て満たす場合には、新たな対象機種への購入に際し、本特典の適用を受けられるものとします。

- (1) 旧対象機種の利用期間が12ヶ月以上であること
- (2) 本件携帯電話回線契約を継続すること
- (3) 新たな携帯電話機の購入に際し、以下に定める方法で旧対象機種をドコモが別に定める条件を満たす状態で引き渡すこと
 - ① 旧対象機種をドコモショップまたはドコモが定める家電量販店の店頭で引き渡す場合：新たな携帯電話機の購入と同時
 - ② 旧対象機種を郵送で引き渡す場合：ドコモが別に定める日まで
- (4) ポイントプログラムに入会されていること
- (5) 本件携帯電話回線契約の利用料金または携帯電話機の機種購入代金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること
- (6) 次項に同意すること

2. 利用者は、本割引の申込にあたり、以下の各号にあらかじめ同意するものとします。

- (1) 旧対象機種の所有権は、ドコモが旧対象機種を受領した時点で、ドコモに移転するものとします。
- (2) 旧対象機種の引き渡し前に、旧対象機種内に記録された一切のデータ（旧対象機種の出荷時点で記録されていたもの等利用者において消去できないデータを除きます）を利用者において全て消去するものとします。引き渡された旧対象機種にデータが保存されていた場合であっても、ドコモの故意または重大な過失に起因する場合を除き、当該データに起因する損害についてドコモは一切の責任を負いません。また、旧対象機種内に記録されていたデータの移行は、利用者自身の責任で実施するものとします。
- (3) 旧対象機種はドコモにて処分または内部データをリセット等したうえで再利用できるものとします。
- (4) 利用者がドコモの指定する旧対象機種等以外の物品等を引き渡した場合、ドコモは、利用者が引き渡した物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品等をドコモが適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、利用者はこれに異議を唱えないものとします。ドコモは利用者に対し、当該物品等および当該物品等に含まれる情報等の取扱いおよび返送について責任を負いません。
- (5) 旧対象機種を郵送で引き渡す場合であって、ドコモが定める条件を満たさない状態であることが判明した場合には、利用者が約款に基づきドコモに届け出ている住所に旧対象機種を返送します。
- (6) 旧対象機種を郵送で引き渡す場合の送料は、原則としてドコモの負担とします。ただし、利用者が旧対象機種等をドコモが定める方法以外の方法により送付される場合は、当該送付にかかる送料は利用者の負担となります。

(本特典の提供)

第8条

ドコモは、利用者から前条に基づき本特典の申込を受けた場合であって、申込を承諾する場合は、以下の通り本特典の提供を行うものとします。なお、本特典の提供時に、本件携帯電話回線契約について、終了、利用停止、利用休止もしくは電話番号保管をされている場合またはポイントプログラムを退会されている場合は、本特典の提供は行いません。また、購入代金の割引額および進呈ポイント数は、ドコモが別に定めるものとします。

- (1) 旧対象機種を新たな携帯電話機の購入と同時にドコモショップまたはドコモが定める家電量販店の店頭で引き渡す場合
：本件携帯電話回線にポイントの即時進呈
- (2) 旧対象機種を郵送で引き渡す場合
：ドコモが別に定める日までに本件携帯電話回線にポイントの進呈（ただし、利用者が本件携帯電話回線契約につき利用料金を一括して請求するサービスをご利用いただいている場合には、利用料金をお支払される携帯電話回線に進呈します）

（お客様情報の利用）

第9条

ドコモは、本サービスの提供にあたり取得する利用者の個人情報（当該情報によりまたは他の情報と照合することにより、利用者本人を識別し得る情報をいいます）をドコモが別途定める「お客様の個人情報に関するプライバシーポリシー」に従い取り扱います。

（利用者からの解約申出）

第10条

利用者は、サービス利用契約の解約を希望されるときは、ドコモが別に定める方法に従いドコモに対してサービス利用契約の解約を申し出るものとします。

（サービス利用契約の終了）

第11条

利用者が以下に定める事項のいずれかに該当した時点をもって、利用者とドコモとの間のサービス利用契約は終了し、ドコモは利用者への本サービスの提供を終了します。

- (1) 第10条に基づく利用者からの本サービスの解約申出をドコモが承諾した場合
- (2) 本件携帯電話回線契約が終了した場合
- (3) 本件携帯電話回線契約において電話番号保管を申込んだ場合
- (4) 利用者がドコモに対して負う債務（約款に基づく債務を含むがそれに限られないものとします。）を、履行期限を経過しても履行いただけない場合
- (5) 本規約のいずれかに違反した場合
- (6) ドコモが第13条に基づき本サービスを終了する場合
- (7) その他本サービスのご利用状況が不適格であるとドコモが判断した場合

（本件携帯電話回線契約の名義変更）

第12条

約款の定めるところにより、利用者が本件携帯電話回線契約の名義変更手続きを行った場合、本規約上の利用者の債権

債務についても、名義変更後の回線契約者に引き継がれるものとします。

(本サービスの終了)

第13条

ドコモは、ドコモが適当と判断する方法により事前にお客様に周知または通知することにより、本サービスの提供を終了することができるものとします。

(免責事項)

第14条

ドコモの責めに帰すべき事由で、本サービスの利用によりまたは本サービスを利用できないことにより、利用者に損害が生じた場合、ドコモは、通常かつ直接の損害に限りその損害を賠償するものとし、ドコモは如何なる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の損失による損害についての責任を負わないものとします。

2. 前項の規定は、ドコモの故意または重大な過失に起因する場合は適用しないものとします。

(連絡窓口)

第15条

本サービスの内容に関するご質問、その他ご利用に関する問い合わせ等については、ドコモが別に定めるドコモの連絡先を窓口とします。

(合意管轄)

第16条

お客様とドコモとの間で本サービスまたは本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、ドコモの本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上